

地域資源共同管理のための農地GISマップの作成

—— 三種町下岩川における共同研究の事例 ——

秋田県立大学生物資源科学部

谷口 吉光 植田 行則

(一社) 持続可能な地域社会総合研究所

藤山 浩 森山 慶久 新田 直人 高橋 正也

1. はじめに

秋田県立大学の研究チーム(代表 谷口吉光)は、島根県にある(一社)持続可能な地域社会総合研究所(所長 藤山浩、以下「持総研」と連携し、2022年4月から三種町下岩川地区をモデル地区として、持続可能な中山間地域の資源共同管理システムを構築するための共同研究を進めている。

本研究を始めたきっかけや研究の全体像については別途まとめたので、そちらを見ていただきたい(谷口他、2023)。本研究の特色のひとつは、農林業、人口、エネルギー、交通、地域経済、住民生活などに関する幅広い地域情報をGISマップや図表の形に「見える化」し、見える化された情報を使って地域住民が地域資源を共同管理する仕組みを構築しようとする点にある。そのために持総研が開発した「人口・介護シミュレーター」「土地利用・農林業GISシミュレーター」「経済循環シミュレーター」「地元関係図シミュレーター」などの技術は持総研独自の優れたものであり、県立大学にとって学ぶべき大きな魅力であった。

本稿は、共同研究のテーマのうち、農地GISマップの作成を取り上げる。本研究における農地GISマップとは、農地一筆一筆をGIS上に線で囲んで表示し、関連する情報を色の違いで表示するデジタル地図のことをいう(共同研究では、藤山の提案した「農地一筆マップ」という言葉を使用しているため、本稿でもこの言葉を使う場合がある)。農地GISマップの作成作業は、必要な農業情報を県立大学が入手して持総研に送り、それを持総研がGISマップに加工して送り返してくれるという役割分担で進められた。

農地GISマップを農地や農業用水の管理に利用するという発想はすでに広く共有されており、

農研機構から具体的な事例集も刊行されている(農研機構・農業工学研究部門、2020)。本研究においてはGISマップを作成・表示するデジタル技術は持総研が開発したものを利用したので何ら問題はなかったが、問題はGISマップに入力する各種農業情報の中に、簡単には入手できないものがあるというデータ整備面にあった。詳しくは後述するが、GISマップで表示される農地や水利施設のデータは自治体や土地改良区などが別々に保有しているのだが、こうしたデータを提供してもらう手続きが各機関によって異なり、しかも個人情報保護や情報の目的外利用の制限などのルールが存在しているなど、既存の農業情報を一元的に集約・管理して地域住民が活用するには種々の社会的障壁が存在することが明らかになった。

デジタル技術を社会問題の解決に役立てようというデジタルトランスフォーメーション(DX)の時代に、これまでの農業情報の管理・活用に関する社会的ルールが適合していないのである。そこで社会学を専門とする谷口が主導して、農業情報をGISマップ作成のために利用する手続きと障壁の在処について調査し、障壁を克服する工夫を試みて、いくつか改善が見られた。本稿の第一の目的は、三種町での共同研究の経験をもとに、農業情報入手に関する障壁とその克服方法を報告することである。なお、持総研は他地域において同様の農業情報を行ったことがあり、今回とは違った対応を受けた経験がある。本文に書き込むと読みにくくなるので、それについては注または考察に記した。

こうした取り組みの結果、5枚の農地GISマップを作成することができた。ただ、下岩川全体を直ちに取りまとめることは労力的に困難だったので、同地区内の赤川地区を対象を絞った上

でマップを作成した。本稿の第二の目的はこれらのマップを示すことである。1枚目はため池、揚水機、農業用水路などの農業水利施設のマップ、2枚目は水利組合ごとの受益農地の場所を示すマップ、3枚目は2022年度の作付品目がわかるマップ、4枚目は耕作者の年齢がわかるマップ、5枚目は後継者の有無がわかるマップである。これらのマップの活用方法については今後検討していく予定である。

なお、本稿が提起する問題は八郎湖の流域管理にとっても重要な意味がある。八郎湖と流入河川の水質調査には多くの蓄積があるが、それが流域水田の肥培管理とどのような関係があるのかについての研究はほとんど見られない。その最大の原因は水田の肥培管理に関するデータと湖水や河川水の水質データを関連づけることができなかつたからだと思われる。水田の肥培管理に関する情報は市町村や農業団体が収集・管理しているが、それを河川水の水質データと関連させることができれば、農業由来の環境負荷と河川水の水質の関係を流入河川の集水域ごとによりきめ細かく明らかにすることができる

だろう。そのために農地GISマップの作成というテーマは重要な意味を持つのである。

2. 農地GISマップ作成に必要な農業情報の種類、入手方法および入手の難易度

それではGISマップ作成に当たって、具体的にどのような農業情報が必要だったのか、どのように入手しようとしたか、入手はどの程度困難だったかについて説明しよう。表1にまとめたように8種類の情報が必要であった。なお「入手の難易度」を★の数で示したが、おおむね次の意味である（筆者の主観であることをお断りしておく）。

- ★ 簡単（簡単な手続きだけで入手できた）
- ★★ やや手間がかかる（地域と県の2段階の手続きが必要だった）
- ★★★ 非常に手間がかかる（地域、県、全国の3段階の手続きが必要だった、あるいは通常の方法では入手が困難だった）
- × 入手断念（いろいろ交渉してみたが、結局入手できなかった）

表1 GISマップ作成に必要な農業情報と入手難易度

データ又の名称	入手先	入手に関する経緯など	入手の難易度
農地筆情報(筆ポリゴン)	全国農業会議所、秋田県農業会議	秋田県農業会議を通して、全国農業会議所が管理している「eMAFF農地ナビ」のデータを無償でご提供いただいた。	★★★
農業水利情報・施設(水路ライン、水利施設ポイント)	下岩川土地改良区、秋田県土地改良事業団体連合会	下岩川土地改良区を通して、秋田県土地改良事業団体連合会が所有している「水土里情報ネット」を構成する情報を、無償でご提供いただいた。	★★
農地台帳	三種町農業委員会	個人情報を除いたデータなら提供できるという返事をいただいた。	★★★
水田台帳	三種町農林課	目的外使用のため提供できないという返事だった。	×
営農計画書	三種町農林課	目的外使用のため提供できないという返事だった。	×
農地の作付状況(2022年度)	住民の協力者	住民の協力者に情報を集めていただいた。	★★★
耕作者の年齢(生年月日)	三種町町民生活課	住民基本台帳の閲覧を認めていただいた。	★★★
後継者の有無	住民の協力者	住民の協力者への聞き取りから推定した。	★★★

出典：谷口(2023、表2)をもとに筆者が加筆修正した。

(1) 農地の区画情報（筆ポリゴン）

農地GISマップにおいて農地一筆ごとの線の囲みを「筆ポリゴン」という。インターネットの「eMAFF農地ナビ」で検索すると、全国の農地の筆ポリゴンを見ることができる。農地GISマップの作成はまず下岩川地区の筆ポリゴンを入手するところから始まった。2022年7月、「eMAFF農地ナビ」のサイトの管理は（一社）全国農業会議所が担当していることからポリゴンデータの利用について問い合わせたところ、秋田県では秋田県農業会議を通して申請するようとの指示があった。またそのためには三種町農業委員会の同意書が必要とのことであったので、農業委員会の同意を得て、「eMAFF農地ナビピンデータ及び農地ポリゴンデータの提供申請書」（谷口名で申請）と「eMAFF農地ナビピンデータ及び農地ポリゴンデータの提供同意書」（三種町農業委員会が発行）という2通の申請書を提出したところ、約1ヶ月半でデータを入手できた。費用はかからなかった¹⁾。

三種町農業委員会、秋田県農業会議、全国農業会議所という3段階の手続きが必要だったので難易度は★3つとしたが、申請書を提出した後は問題なくデータを入手できた。

(2) 農業水利情報・施設（水路ライン、水利施設ポイント）

次に必要だったのが、ため池、揚水機、農業水路など農業水利施設に関する情報だった。

インターネットの「水土里情報システム」で検索すると、全国の農業用排水路やため池の地図を見ることができる。その電子データである「ため池データベース」と「農業水利施設データベース」を入手するためには、下岩川土地改良区の同意と三種町の承諾を得た上で秋田県土地改良事業団体連合会に申請する必要があった。それぞれの同意書と承諾書を入手して、同連合会に「水土里情報システムデータの提供について（申請）」という申請書を提出したところ、約1ヶ月でデータを入手できた。こちらも費用はかからなかった²⁾。

下岩川土地改良区が本研究に理解があり、データ提供に好意的だったので、手続き全体はスムーズだった（難易度は★2つ）。

(3) 農地台帳

農地台帳とは世帯ごとの農地の所有や貸借などの権利関係、経営状況などを整理した台帳で農業委員会が管理している。農地台帳には所有者や耕作者の氏名、農地の所在、地番、地目、面積、賃借権等の種類、存続期間、現況地目などが農地一筆ごとに記載されているから、GIS農地マップを作成するには必須のデータである。三種町農業委員会にデータの提供をお願いしたが、農家の個人情報が含まれていることと、農家から決まった目的だけに使用するという了解のもとに集めた情報のため、第三者に勝手に提供することはできないという理由で提供を断られた。そこで個人情報を削除したデータの提供をお願いしたところ、提供可との回答を受け取ったが、他のデータでとりあえず用が足りたので、実際に提供を依頼するところまでは行かなかった³⁾。

農地に関する情報提供は、個人情報保護と目的外利用の禁止という2つの理由で非常にハードルが高いことが明らかになったが、個人情報を除いたデータ提供可という回答があったので難易度は★3つとした。

(4) 水田台帳

水田台帳とは、農家が経営安定所得対策関係の交付金を受給するために三種町農業再生協議会が管理している台帳で、その年に作付けされた品目（米、大豆やソバなどの作物や、作物を作付けない自己保全地）が農地一筆ごとに記載されているので、農地台帳とともにGIS農地マップを作成するには必須のデータである。三種町農林課にデータの提供をお願いしたが、農家から決まった目的だけに使用するという了解のもとに集めた情報のため、第三者に勝手に提供することはできないという理由で提供を断られた。難易度は×（入手断念）とした。

(5) 水稻生産実施計画書

上記の水田台帳を作成するために、毎年農家はその年の作付計画を米の出荷先である方針作成者（JAや米集荷業者など）に提出しなければならない。この文書を「水稻生産実施計画書」という。これも農地一筆ごとに作付作物が記載

されているので、これを閲覧させてくれるように三種町農林課にお願いしたが、水田台帳と同じように農家の承諾なしに勝手に第三者に閲覧させることはできないという理由で断られた。難易度は×（入手断念）とした。

（6）農地の作付状況（2022年度）

（4）と（5）で述べたように、農地一筆ごとの農業情報を市町村や農業委員会を通して入手することは不可能だということが明らかになった。そこで発想を変えて、対象地域を下岩川全体ではなく、同地区内の赤川地区に限定してGISマップを作成することにした。下岩川地区と赤川地区の位置は図1の通りである。赤川地区は三種川と支流の添畑川に挟まれた地区で、北に長面集落、東に宮ノ目集落がある。ここに約750筆（登記簿に基づく。筆ポリゴンでは約640筆）、面積約38.3ha（登記簿に基づく。筆ポリゴンでは約40.0ha）の農地があり、約50名の農家と2つの農業法人が営農している。



図1 赤川地区の位置

2022年度の作付作物については住民の協力者Kさんをお願いして農家から聞き取ってもらうという方法で情報収集した。Kさんは約1週間で約50人の農家から作付状況を聞き取って、農地一筆ごとのエクセルシートを作成して下さった。この情報はKさんの卓越した能力と献身的な尽力のおかげで収集できたが、到底ほかの地域で実施できるとは思えないので、難易度は★3つとした⁴⁾。

（7）耕作者の年齢（生年月日）

将来の農地の利用状況を知るには耕作者の年

齢を知る必要があるが、農地台帳や水田台帳には所有者と耕作者の年齢は記載されていない。そこで赤川地区に限定して、耕作者の年齢を調べるようになった。耕作者の年齢を知るためには、三種町役場が管理している住民基本台帳を閲覧させてもらう必要があるので、三種町町民生活課に問い合わせたところ、「ある特定の町民の情報を調べるために住民基本台帳を閲覧することは個人情報保護の観点から許可できないが、庁内で検討させていただきたい」という回答が返ってきた。直接耕作者全員に聞くしかないと言っていたところ、しばらくして町民生活課から「住民基本台帳の閲覧を許可する」との思いがけない返事が届いた。閲覧に先立ち、「住民基本台帳閲覧申出書」に加えて、閲覧情報の利用目的、管理方法、成果の取り扱い等について記載した「申出書の説明資料」と「誓約書」を提出した。2023年11月、三種町役場で住民基本台帳を閲覧し、赤川地区の耕作者53名分の生年月日を転記することができた⁵⁾。入手難易度は★3つとした。

（8）後継者の有無

将来の農地の利用状況を知るには耕作者の年齢に加えて、後継者の有無についても調べる必要がある。しかし、後継者の問題は個人や家庭の事情などが絡むデリケートな内容なので、自治体は把握しておらず、農家1人1人に確認するのが最も確実な方法なのだが、今回は時間的な制約があったため、赤川地区の農家の事情に詳しい住民3名に集まっていただき、3名が知る限りの情報を聞き取りして後継者の有無を推定するという方法をとった。地域の情報に詳しい住民の協力が得られなければ情報の入手が難しかったので難易度は★3つとした。

3. 赤川地区における農地GISマップの作成

以上の情報が入手できたので、赤川地区において各種の農業情報を入力した農地GISマップを作成した。作成は2022年秋から2023年秋にかけて行った。マップ作成と同時に、それぞれのマップにおける農地の筆数と面積を集計した表を作成した（表2～5）。

図2は、赤川地区と周辺地区におけるため池、

表2 水利組合別農地筆数と面積（図3用）

	筆数	登記簿地積 (㎡)	農地全体に占める割合 (%)
赤川水利組合	353	201,522	52.6
宮の目水利組合	231	143,379	37.4
十二林水利組合	54	38,085	9.9
計	638	382,986	100.0

表3 作付品目(2022年度)別農地筆数と面積(図4用)

	筆数	登記簿地積 (㎡)	農地全体に占める割合 (%)
水稻	495	315,829	82.5
自己保全管理	106	52,438	13.7
自家用野菜	17	2,448	0.6
じゅんさい	11	6,461	1.7
育苗ハウス	3	599	0.2
どじょう養殖	1	555	0.1
そば	5	4,656	1.2
計	638	382,986	100.0

表4 耕作者の年齢区分別農地筆数と面積(図5用)

	筆数	登記簿地積 (㎡)	農地全体に占める割合 (%)
65歳未満	111	73,222	19.1
65~70歳	176	103,556	27.0
70~75歳	57	35,894	9.4
75歳以上	68	41,761	10.9
耕作者が法人	210	116,024	30.3
不明	16	12,529	3.3
計	638	382,986	100.0

表5 耕作者の後継者有無別農地筆数と面積(図6用)

	筆数	登記簿地積 (㎡)	農地全体に占める割合 (%)
後継者有	155	108,231	28.3
後継者無	269	155,307	40.6
株式会社 下岩川	148	77,337	20.2
農事組合法人 宮中	65	42,045	11.0
不明	1	66	0.0
計	638	382,986	100.0

揚水機(ポンプ場)、農業用水路の位置を示したGISマップである。下岩川地区の農業用水は、従来は地域全体に約200箇所あるという大小のため

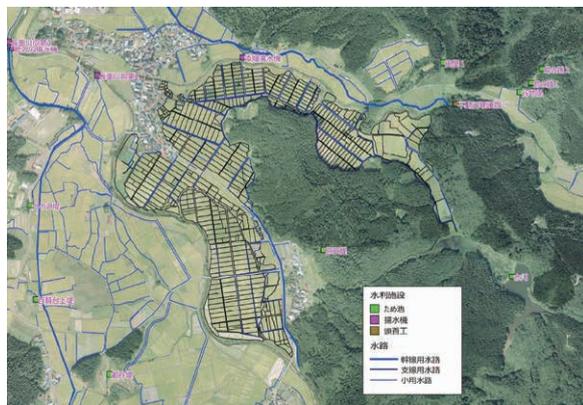


図2 赤川地区におけるため池等のGISマップ

池に依存していたが、最近では三種川に揚水ポンプを建設して河川水を取水している場所も多いという。

赤川地区には「赤川水利組合」「十二林水利組合」「宮の目水利組合」という3つの水利組合があるが、図3はそれぞれの水利組合が用水を供給する農地の位置を示している。それぞれの組合の受益面積を計算すると、添畑川流域の赤川水利組合の受益農地が353筆、面積で約20.2ha(登記簿に基づく。以下同じ)と最も広く、三種川流域の宮の目水利組合が231筆、面積約14.3ha、十二林水利組合が54筆、面積約3.8haとなっている。

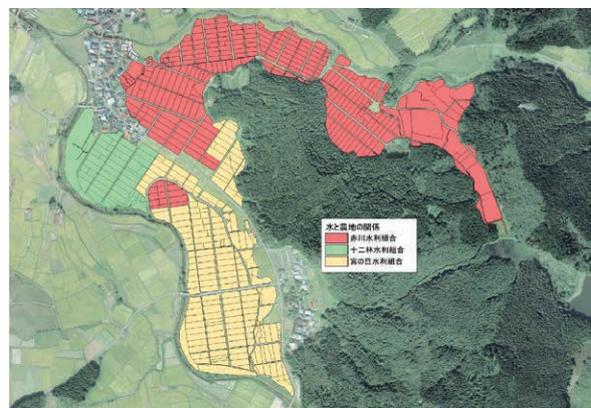


図3 赤川地区における水利組合別の農地GISマップ

図4は農地一筆ごとに2022年度の作付品目を示したマップである。「水稻」が最も多い(495筆、面積約31.6ha)が、添畑川の上流部には作付しない「自己保全管理」が広がっているのがわかる(106筆、面積約5.2ha)。わずかだが自家用野菜(17筆、面積約0.2ha)、「じゅんさい田」(11筆、

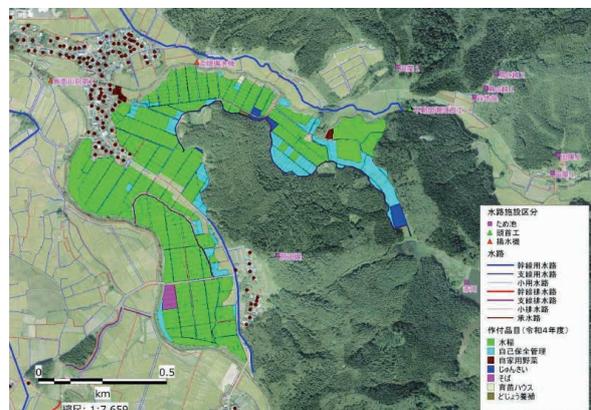


図4 赤川地区における作付作物別の農地GISマップ(2022年度)

面積約0.6ha)、育苗ハウス（3筆、面積約0.05ha）、転作用の「ソバ」（5筆、面積約0.5ha）が点在している。「ドジョウ養殖」も1筆存在する（約0.06ha）。

図5は、耕作者の年齢区分を示したマップである。「65歳未満」（111筆、面積約7.3ha）、「65～70歳」（176筆、面積約10.3ha）と合わせて農地面積全体の46%を60代が営農していることがわかった。また2つの農業法人が210筆、面積約11.6ha（農地面積全体の約30%）で営農している。60代の農家と農業法人を合わせると約21.9ha（農地面積全体の76%）となる。反面、「70～75歳」（57筆、面積約3.6ha）、「75歳以上」（68筆、約4.2ha）が営農する農地が点在しており、こうした高齢者の農地を今後誰がどう耕作するかが地域全体の課題になるだろう。

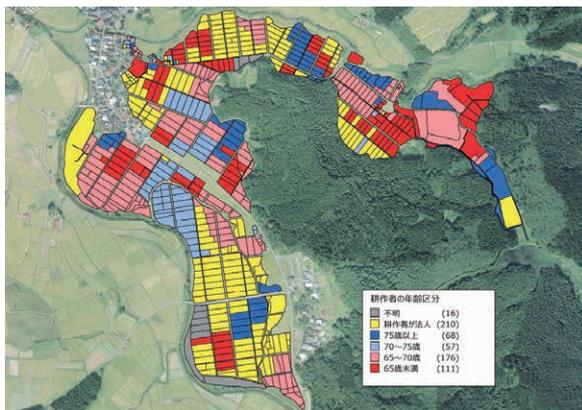


図5 赤川地区における年代別の農地GISマップ

図6は、後継者の有無を示したマップである。後継者が「有」と推定した農地は155筆、面積約10.8haである。(株)下岩川が営農する農地は148筆、面積約7.7haあり、農事組合法人宮中が営農する農地は65筆、面積約4.2haある。この2法人が営農する農地合計303筆、面積18.5haについては後継者「有」に区分した。その結果、368筆、面積約22.7ha（農地面積全体の59%）が後継者「有」となったが、後継者「無」という農地も269筆、約15.5ha（全体の41%）広がっていることも明らかになった。特に添畑川上流の小規模水田が多い地域など基盤整備が進んでいない地域で後継者「無」の農地が多いように思われる。

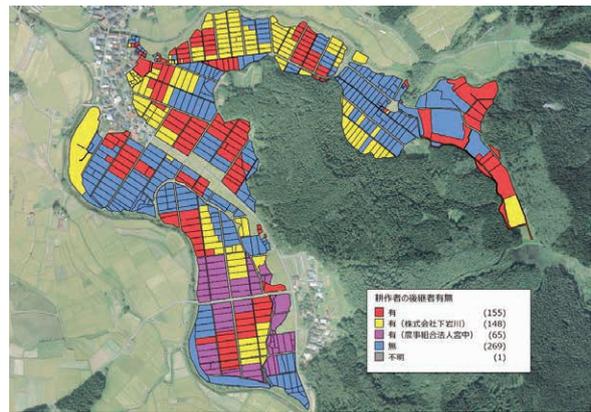


図6 赤川地区における後継者の有無別の農地GISマップ

4. 考察：農業情報の入手に関する障壁と克服の方法

(1) 農業情報の入手に関する障壁

本研究で作成した農地GISマップは、三種町下岩川地区の赤川地区という実在する地域を取り上げ、できるだけ農業や住民に関する実データ（現実を忠実に表すデータ）を使って、GISマップを作成したところに独自性があると考えている。具体的には、2022年度の作付品目、耕作者の年齢や後継者の有無である。そのような姿勢でデータを入手しようとしたために、農地台帳、水田台帳、水稻生産実施計画書、住民基本台帳などの公的資料の利用に大きな障壁があることを明らかにすることができた。

最大の障壁は、農家の個人情報保護と情報の目的外利用禁止というルールである。確かに農地台帳や水田台帳には個々の農家の財産や経営に直結する個人情報が含まれているので、それを厳重に保護しなければならないという理由は理解できる。また、当初の目的とは違った目的で情報を利用するのなら農家自身の承諾が必要だという考え方も理解できる。しかし、本研究のように、地域住民による農地の共同管理を進めるための基盤として農地GISマップを作成するという明確な目的がある場合には、農地台帳や水田台帳のデータの提供を認めてもよいのではないだろうか。

その理由として、少なくとも次の2点が上げられる。第一に、データを表現するのはGISマップという地図であり、地図を見たとしても、ある筆ポリゴンの農地の所有者が誰かということ

は、その地域の農業に詳しいごく少数の農家しかわからないからである。言い換えると、個人情報そのものが直接的にマップに表現されるわけではないのである。

第二に、農業情報を一元的に管理してGISマップ等で表示することによって、都道府県や市町村が担っている業務を大幅に省力化が実現できるからである。地方自治体の農業政策の現場をよく知っているわけではないが、農業担当部署がそれぞれの目的で別々の書式やマップでデータを整理しているだけで、相互のデータの融通や体系的な処理による業務の効率化を進めているという話はあまり聞いたことがない。デジタル技術を社会問題の解決に役立てようというデジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性が叫ばれている現在だからこそ、デジタル技術を活用して農業情報の一元的管理と体系化に取り組むべきだと考える。

国の政策の方向と現場の自治体の間に対応のギャップが生まれる原因として、国は農地の流動化を進めるために農業関連情報の公開ルールを定めているのに、現場の自治体には十分伝わっていないという事情が考えられる。ただ、自治体では農業担当職員が大幅に減らされており、複雑化する制度の変化に対応できないという事情もあるだろう。

これは三種町だけの問題ではない。他の自治体の例では、PDFの地図の上に中山間直接支払いの対象農地の区画と地番をエクセルで手入力して入れ、農地情報は別にエクセル表で管理していた。同じ担当者が鳥獣害対応もしていて、別に鳥獣柵の位置を手書きで書きこんでいた。現在では、筆ポリゴンが公開されているので、実際の形状との修正は必要だが、GIS上で統合管理できる部分は大きいと思われる。また、別の自治体では、農業、防災、福祉などがそれぞれ別の事業者で地図の発注を行って、お互いに個人情報が含まれることを理由に共有していない。その町ではDX推進室が立ち上がったが、この件について関心を持っていない。このように農業関連情報だけでなく、多種多様な行政情報をGIS上で統合管理すれば、労力とコストを大幅に削減できる可能性があるのに、多くの自治体で見過ごされているのが現状である。DXの必要性が

叫ばれている現在、国と自治体の早急な取り組みを要望したい。

（2）障壁を克服する方法

それではどうしたらこうした障壁を克服できるだろうか。制度改革はもちろん必要だが、それを待つてはいられないので、私たちの調査経験に基づいて、現場でできる工夫について述べる。第一に、自治体で情報を提供できないと言われた場合、それが自治体独自のルールであって、最新の法制度では開示を求めることができる可能性がある（注3と5を参照のこと）。刻々変わっていく国の制度に自治体が必ずしも追いついていない場合があるからである。人手不足に悩む自治体の現状を考えれば、それを責めることはできない。そのような場合には、最新の法制度を示して、自治体の担当者に再度依頼すればいいだろう。

第二の工夫は、地域の事情をよく知った人に情報提供をお願いすることである。本稿では農地の作付状況や後継者の有無について住民からいただいた情報に基づいてマップを作成した。他地域でも、注4のような住民の助けを得られた事例がある。

第三の工夫は、農家自身から情報を提供してもらうことである。農家1人1人に個別に情報提供を依頼するのは時間がかかりすぎて現実的ではないが、たとえば農協や各種の組合等に依頼して、それらの組織に加入している農家全員の農業情報をまとめて提供してもらうのである。調査主体と農家との信頼関係が確立され、農業情報を収集する目的を理解してもらえれば、この方法は十分実現可能だと思う。

いずれにしても、調査主体と地域住民との信頼関係が醸成され、調査目的に対する理解が得られれば、現場の工夫だけでもある程度の農業情報を収集できるという見通しを得ることができた。

謝 辞

本研究を進めるに当たり、各種情報の提供にご協力下さった下記機関にお礼を申し上げます。農地筆情報に関しては全国農業会議所、秋田県農業会議、農業水利施設に関しては下岩川土地

改良区、秋田県土地改良区団体連合会、農地情報に関しては三種町農業委員会、三種町農林課、住民基本台帳の閲覧に関しては三種町町民課の方々。農地の作付品目の情報を収集して下さったK氏はじめ三種町住民の方々にも大変お世話になりました。最後に、本研究の推進全般に関してご協力・ご配慮いただいている三種町企画政策課の方々にも厚くお礼申し上げます。

なお、本稿は秋田県立大学の部局提案型研究推進事業（2022年度、23年度）、ユース研究助成・地域活性化支援事業（2022年度、23年度）、レガシープロジェクト研究助成事業（2023年度）の助成を受けて実施している共同研究の成果の一部である。

注

- 1) 以上の経験は2022年8月時点のものであり、現在ではeMAFF農地ナビのピンデータとポリゴンデータは全国すべての農地についてインターネットでダウンロードできる。
- 2) 他県の土地改良連合会では自治体を利用する場合でも有償だった例がある。
- 3) 今回の対応は三種町独自のルールに当たる可能性がある。農地台帳については、以下のように、農地法五十二条の三第一項で公開のルールが定められている。市街化区域内農地は、資産価値が高く、悪徳不動産業者等に使われる恐れがあるため、全部非公開（施行規則104条第1項第1号）であるが、それ以外の農地は所有者、耕作者の住所は非公開だが、氏名は公開である。例えば、宮城県名取市では、氏名について窓口閲覧が可能であることがうたわれている（https://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/nougyojimu/node_34773）。他地域の例では、「公用申請」ということで申請した集落に限って、所有者と耕作者のデータをエクセル表で入手できたことがある。
(参考資料) 農地法（農地台帳の作成）
第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして

農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

- 4) 他地域の例では、担い手農家が200～300筆の農地の所有者をすべて把握していた。また別の集落では、農家が中山間直接支払いの会計事務を担っており、地番と作物、傾斜度、管理者（耕作者）のエクセル表を持っていて500筆の入力が一瞬でできた経験がある。
- 5) 住民基本台帳法第11条の二で、住民基本台帳の公開ルールが定められている。他地域の例では、国や県の調査を受託する企業からの申請が多いため、法人の登記簿謄本、公的機関から委託を受けていることが分かる契約書などを添付した上で閲覧を許可している。国の事務処理要領に基づいて処理しており、手続きに慣れていれば、閲覧までにそれほど時間は要しないという。

(参考資料) 住民基本台帳法（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- 一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- 二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施
- 三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

引用文献

農研機構・農業工学研究部門 (2020) GISやリモートセンシングを活用した農地・農業用水の利

用状況等のマップ化事例. (https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/135809.html)

谷口吉光、森田純恵、中村勝則、渡辺千明、泉牧子、植田行則、鷺尾環、松田来央、菅原溪、藤山浩、森山慶久 (2023) 持続可能な中山間地域の資源共同管理システムの構築：秋田県三種町下岩川地区における共同研究の報告 (2022年度). 秋田県立大学ウェブジャーナルA、巻11:19-45. (<https://akita-pu.repo.nii.ac.jp/records/2000088>)